

可燃ごみ処理施設発火について（注意喚起）

令和8年5月15日(金)に可燃ごみの袋に混入していたリチウムイオン電池が原因とみられる発火が処理施設内で確認されました。

可燃ごみ、資プラ、廃プラなど有害ごみ以外へのリチウムイオン電池類の混入は絶対にしないようルールを厳守してください。

事故防止のため、リチウムイオン電池などの小型充電式電池は有害ごみの日に出してください。



品目	スマートフォン (携帯電話)	携帯用扇風機	モバイル バッテリー	電子たばこ
正しい 分別	金属類 (小型家電)	金属類 (小型家電)	有害ごみ (電池類)	有害ごみ (電池類)

※スマートフォン(携帯電話)は、取扱店等での回収にご協力ください。

問い合わせ 農林環境課 ☎ 65-0814
問い合わせ 小川地区衛生組合 ☎ 0493-72-0441

食生活調査を実施しました

ときわ町では、平成30年度から城西大学と連携し、集団健診にて食生活調査(BDHQ)を実施しています。これまでの調査により、塩分の摂り過ぎや、飽和脂肪酸の過剰摂取が課題として挙げられています。今年度は40～74歳を対象とし、137名の方にご協力いただきました。調査にご協力いただいた方には個別に結果をお知らせいたします。

栄養講座のご案内

食生活調査の結果報告と個別相談会を実施します。
日時：8月21日(金) 10時～
会場：保健センター
申込み：保健センター ☎ 65-1010



令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

公的医療保険制度を持続可能なものとしていくために、下記のとおり、高額療養費制度が見直されます。

●月間の高額療養費限度額が改定され、新たに年間の限度額が新設されます。

【高額療養費制度の上限額】令和8年8月から令和9年7月まで

所得区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) < 多数回該当 >	入院＋外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% <140,100円>	1,680,000円	－
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% <93,000円>	1,110,000円	－
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% <44,400円>	530,000円	－
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円>	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	－	住民税非課税 70歳未満	36,900円 <24,600円>	290,000円	－
－	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 70歳以上	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
－	住民税 非課税世帯Ⅰ	住民税非課税 一定所得以下 70歳以上	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の2段階に分けて実施します。

令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

※どの適用区分に該当するかは、マイナポータルからご確認ください。

お問い合わせはご加入中の保険者までお願いします。

問い合わせ(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入中の方) 町民健康課 ☎ 65-0812

問い合わせ(制度について) 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-617-111

※対応時間：令和8年7月～令和9年3月の月曜日～土曜日 9時～18時



厚生労働省ウェブサイト
2次元コード